（削る）

法附則第十三条の三第三項に規定する特例退職被保険者等に係る前期高齢者に係る加入者割後期高齢者支援金の確定額に係る確定調整対象基準額	
法附則第十三条の三第四項第一号に掲げる合計額から同項第二号及び第三号に掲げる合計額の合計額を控除した額に二分の一を乗じて得た額	
法附則第十四条の二第一項第一号に掲げる額	
法附則第十四条の二第一項第三号に掲げる額	
法附則第十四条の二第二項に規定する確定総報酬割後期高齢者支援金額	
法附則第十四条の二第三項に規定する特例退職被保険者等に係る確定加入者割後期高齢者支援金額	
法附則第十四条の二第四項に規定する各被用者保険等保険者に係る確定加入者割後期高齢者支援金額（各特定健康保険組合にあっては、当該各特定健康保険組合に係る確定加入者割後期高齢者支援金額から同条第一項第三号の特例退職被保険者等に係る確定加入者割後期高齢者支援金額を控除した額）を平成二十七年度における当該各被用者保険等保険者に係る確定後期高齢者支援金調整率で除して得た額の合計額に二分の一を乗じて得た額	
算定政令附則第二条第一項第一号に掲げる額	
算定政令附則第二条第一項第三号に掲げる額	
算定政令附則第二条第二項に規定する調整前確定総報酬割後期高齢者支援金額	
算定政令附則第二条第三項に規定する特例退職被保険者等に係る調整前確定加入者割後期高齢者支援金額	
附則第十三条の三第四項に規定する納付金確定拠出率	小数点以下第八位未満を四捨五入する
附則第十四条の二第四項に規定する支援金確定拠出率	

（平成三十年度の被用者保険等保険者に係る前期高齢者交付調整金額等の算定の特例）

第十六条　平成三十年度において、被用者保険等保険者について、第二条、第十七条及び第三十六条の規定を適用する場合においては、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二条第一項	法第三十四条第一項	持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十一号）第十条の規定による改正前の法附則第十三条の六
第三十五条第一項	附則第十三条の四	